

別紙1 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.2.1版 適合確認チェックリスト（本冊）【基本設計工程】

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準	想定記載設計成果物	A P - V 記入欄						I P O 記入欄						備考
								記載箇所 ※設計成果物ごと事項欄に記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果 細則（※1）	評価日	評価者	規約（※2）	確認箇所 ※設計成果物ごと事項欄に記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果 細則（※1）	評価日	評価者	規約（※2）	
1	8	3.1.1-1	3層構造	1	(1) システムは、「業務層」、「基盤機能層」、「共有DB層」からなる3層構造とすること。	層について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書													
2	9	3.1.2-1	システム構成要素	1	(1) 層は、「表 3.1-2 3層構造を構成するシステム構成要素」に示すシステム構成要素から構成すること。	層毎のシステム構成要素について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書													
3	10	3.1.2-2	業務層の分割	1	(1) 業務層は、領域に分割すること。（分割した各々は、「サブシステム」と称する） (2) (1)の領域は、次の①～③を考慮し、適切な範囲とすること。 ① 法域 ② 「概念データモデル」に示した範囲 ③ 業務処理の関連性	サブシステム分割について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・サブシステム分割設計書													
4	11	3.1.3-1	アクセスパス	1	(1) システム構成要素間の接続は、「表 3.1-4 アクセスパス」に限ること。	システム構成要素間アクセスパス表（※）が設計成果物に明記されていること。	・技術方式概要設計書													アクセスパスに関する以下の規約については、包括的に適合確認を行う。 規約：3.1.3-1 規約：3.1.3-2 規約：3.2.1-8 規約：3.2.2-4 規約：3.2.2-7 規約：3.2.9-3 規約：3.2.9-4 ※特許庁アーキテクチャ標準仕様書第1.2.1版に記載されている「表 3.2-15 システム構成要素間のアクセスパス」表と同一内容の表。
				2	[ビジネスフロー管理] ビジネスフロー管理が提供するサービスインタフェースへのアクセス元がシステム構成要素間アクセスパス表に則っていること。	・サービスインタフェース一覧（基本設計工程）														
				3	ビジネスフロー管理と他のシステム構成要素との間に、サービスインタフェース以外のインタフェースが存在しないこと。	・外部インタフェース一覧（基本設計工程）														
				4	[業務アプリケーション(画面)] 業務アプリケーション（画面）に対して画面呼び出し以外のアクセスが存在しないこと。	・サービスインタフェース一覧（基本設計工程） ・外部インタフェース一覧（基本設計工程）														
				5	[業務アプリケーション(サービス)] 業務アプリケーション(サービス)が提供するサービスインタフェースへのアクセス元がシステム構成要素間アクセスパス表に則っていること。	・サービスインタフェース一覧（基本設計工程）														
				6	業務アプリケーション（サービス）と他のシステム構成要素との間に、サービスインタフェース以外のインタフェースが存在しないこと。	・外部インタフェース一覧（基本設計工程）														
				7	[業務アプリケーション(パッチ)] 業務アプリケーション（パッチ）と他のシステム構成要素との間に、インタフェースが存在しないこと。	・サービスインタフェース一覧（基本設計工程） ・外部インタフェース一覧（基本設計工程）														
				8	[個別データベース] 個別データベースへのアクセス元がシステム構成要素間アクセスパス表に則っていること。	・CRUDマトリックス（機能レベル）														
				9	[ビジネスルール管理] ビジネスルール管理が提供するサービスインタフェースへのアクセス元がシステム構成要素間アクセスパス表に則っていること。	・サービスインタフェース一覧（基本設計工程）														
				10	ビジネスルール管理と他のシステム構成要素との間に、サービスインタフェース以外のインタフェースが存在しないこと。	・外部インタフェース一覧（基本設計工程）														
				11	[外部システム連携] 外部システム連携が提供するサービスインタフェースへのアクセス元がシステム構成要素間アクセスパス表に則っていること。	・サービスインタフェース一覧（基本設計工程）														
				12	[DBアクセス基盤サービス] DBアクセス基盤サービスが提供するサービスインタフェースへのアクセス元がシステム構成要素間アクセスパス表に則っていること。	・サービスインタフェース一覧（基本設計工程）														
				13	DBアクセス基盤サービスと他のシステム構成要素との間に、サービスインタフェース以外のインタフェースが存在しないこと。	・外部インタフェース一覧（基本設計工程）														
				14	[共有データベース] 共有データベースへのアクセス元がシステム構成要素間アクセスパス表に則っていること。	・CRUDマトリックス（機能レベル）														
5	12	3.1.3-2	サブシステム間アクセスパス	1	(1) 異なるサブシステムのシステム構成要素間の接続は、「表 3.1-6 サブシステム間アクセスパス」に限ること。															アクセスパスに関する規約については、包括的に適合確認を行う（「規約：3.1.3-1 アクセスパス」を参照）。

別紙1 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.2.1版 適合確認チェックリスト (本冊) 【基本設計工程】

[illegible]

別紙1 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.2.1版 適合確認チェックリスト (本冊) 【基本設計工程】

[illegible]

別紙1 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.2.1版 適合確認チェックリスト (本冊) 【基本設計工程】

[illegible]

別紙1 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.2.1版 適合確認チェックリスト (本冊) 【基本設計工程】

[illegible]

別紙1 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.2.1版 適合確認チェックリスト (本冊) 【基本設計工程】

[illegible]

別紙1 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.2.1版 適合確認チェックリスト (本冊) 【基本設計工程】

[illegible]

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準	想定記載設計成果物	A P-V 記入欄				I P O 記入欄				備考		
								記載箇所 ※設計成果物名と章項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果		確認箇所 ※設計成果物名と章項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果				
										細則(※1)	評価日			評価者	規約(※2)		細則(※1)	評価日
55	64	3.4.1-1	重複データの禁止	1	(1) 共有データベース及び個別データベースには、解消すべき重複データを配置してはならない。													重複データ解消に向けたプロセスを定めて実施することとする。
56	64	3.4.2-1	業務アプリケーションの版管理	1	(1) 同一業務について、制度改正等に基づいて異なる業務処理を行う場合は、異なる業務アプリケーションとすること。 (2) (1)の業務アプリケーションは、版（バージョン）により区別すること。	業務アプリケーションの版管理について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書											
				2		(1)の業務アプリケーションが版（バージョン）により区別されていること。	・画面遷移図一覧（基本設計工程） ・サービスインタフェース一覧（基本設計工程） ・機能一覧											
				3	(3) (1)の業務アプリケーションが業務アプリケーション（サービス）の場合、利用するサービスの特定は、ビジネスフロー管理で行うこと。	(1)の業務アプリケーションが業務アプリケーション（サービス）の場合、利用するサービスの特定が、ビジネスフロー管理で行われていること。	・業務フロー図（BPMN／分析モデル） ・サービスインタフェース一覧（基本設計工程）											
57	65	3.4.3-1	使用する文字コード	1	(1) システムが使用する文字は、次の①～③とすること。 ① 文字セットは、Unicodeとし、5.1もしくは5.1と互換性のあるバージョンに準拠すること。 ② エンコードは、UTF-8とすること。 ③ 使用する文字セットの範囲は、システム開発時に規定すること。	システムが使用する文字について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書											
58	66	3.4.4-1	認証・認可の実装要否の検討	1	(1) 業務アプリケーション（画面）は、本人性確認及び利用者権限管理に関する認証・認可を行うこと。	業務アプリケーション（画面）の認証・認可について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書											
				2	(2) 次の①～⑤のシステム構成要素が提供するサービスインタフェースは、システム構成要素間の信頼に関する認証・認可を行うこと。 ① ビジネスフロー管理 ② 業務アプリケーション（サービス） ③ ビジネスルール管理 ④ DBアクセス基盤サービス ⑤ 外部システム連携 (3) (2)の認証・認可は、次の①～③とすること。 ① HTTPのベーシック認証とする。 ② 連携元のシステム構成要素を特定する。 ③ サービスインタフェース毎に、サービスの利用可否を制御する。	サービスインタフェースの認証・認可について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書											
				3	(4) 個別データベース及び共有データベースは、システム構成要素間の信頼に関する認証・認可を行うこと。	個別データベース及び共有データベースの認証・認可について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書											

*1: 評価の決定方法については「技術的整合性検証プロセスガイドライン」を参照のこと。
*2: 規約の評価結果は細則の評価結果より導出する。
例: 細則の評価結果に1つでも「不適合」があれば規約の評価結果は「不適合」となる。
導出方法については「技術的整合性検証プロセスガイドライン」を参照のこと。

別紙1 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.2.1版 適合確認チェックリスト（本冊）【詳細設計工程】

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準	想定記載設計成果物	A P-V 記入欄				I P O 記入欄				備考	
								記載箇所 ※設計成果物名と章項節を記載	※評価が「適合」以外の場合は必ず記載 コメント	評価結果		確認箇所 ※設計成果物名と章項節を記載	※評価が「適合」以外の場合は必ず記載 コメント	評価結果			
								細則(※1)	評価日	評価者	規約(※2)		細則(※1)	評価日	評価者	規約(※2)	
1	8	3.1.1-1	3層構造	1	(1) システムは、「業務層」、「基盤機能層」、「共有DB層」からなる3層構造とすること。												詳細設計工程では適合確認を行わない。
2	9	3.1.2-1	システム構成要素	1	(1) 層は、「表 3.1-2 3層構造を構成するシステム構成要素」に示すシステム構成要素から構成すること。												詳細設計工程では適合確認を行わない。
3	10	3.1.2-2	業務層の分割	1	(1) 業務層は、領域に分割すること。(分割した各々は、「サブシステム」と称する) (2) (1)の領域は、次の①～③を考慮し、適切な範囲とすること。 ① 法域 ② 「概念データモデル」に示した範囲 ③ 業務処理の関連性												詳細設計工程では適合確認を行わない。
4	11	3.1.3-1	アクセスパス	1	(1) システム構成要素間の接続は、「表 3.1-4 アクセスパス」に限ること。	設計成果物に記載されているアクセスパスがシステム構成要素間アクセスパス表(※)に則っていること。	・ビジネスプロセス処理関連図										アクセスパスに関する以下の規約については、包括的に適合確認を行う。 規約：3.1.3-1 規約：3.1.3-2 規約：3.2.1-8 規約：3.2.2-4 規約：3.2.2-7 規約：3.2.9-3 規約：3.2.9-4 ※特許庁アーキテクチャ標準仕様書第1.2.1版に記載されている「表 3.2-15 システム構成要素間のアクセスパス」表と同一内容の表。
				2	[ビジネスフロー管理] ビジネスフロー管理が提供するサービスインタフェースへのアクセス元がシステム構成要素間アクセスパス表に則っていること。	・サービスインタフェース一覧(詳細設計工程)											
				3	ビジネスフロー管理と他のシステム構成要素との間に、サービスインタフェース以外のインタフェースが存在しないこと。	・外部インタフェース一覧(詳細設計工程)											
				4	[業務アプリケーション(画面)] 業務アプリケーション(画面)に対して画面呼び出し以外のアクセスが存在しないこと。	・サービスインタフェース一覧(詳細設計工程) ・外部インタフェース一覧(詳細設計工程)											
				5	[業務アプリケーション(サービス)] 業務アプリケーション(サービス)が提供するサービスインタフェースへのアクセス元がシステム構成要素間アクセスパス表に則っていること。	・サービスインタフェース一覧(詳細設計工程)											
				6	業務アプリケーション(サービス)と他のシステム構成要素との間に、サービスインタフェース以外のインタフェースが存在しないこと。	・外部インタフェース一覧(詳細設計工程)											
				7	[業務アプリケーション(バッチ)] 業務アプリケーション(バッチ)と他のシステム構成要素との間に、インタフェースが存在しないこと。	・サービスインタフェース一覧(詳細設計工程) ・外部インタフェース一覧(詳細設計工程)											
				8	[個別データベース] 個別データベースへのアクセス元がシステム構成要素間アクセスパス表に則っていること。	・CRUDマトリックス(処理レベル)											
				9	[ビジネスルール管理] ビジネスルール管理が提供するサービスインタフェースへのアクセス元がシステム構成要素間アクセスパス表に則っていること。	・サービスインタフェース一覧(詳細設計工程)											
				10	ビジネスルール管理と他のシステム構成要素との間に、サービスインタフェース以外のインタフェースが存在しないこと。	・外部インタフェース一覧(詳細設計工程)											
				11	[外部システム連携] 外部システム連携が提供するサービスインタフェースへのアクセス元がシステム構成要素間アクセスパス表に則っていること。	・サービスインタフェース一覧(詳細設計工程)											
				12	[DBアクセス基盤サービス] DBアクセス基盤サービスが提供するサービスインタフェースへのアクセス元がシステム構成要素間アクセスパス表に則っていること。	・サービスインタフェース一覧(詳細設計工程)											
				13	DBアクセス基盤サービスと他のシステム構成要素との間に、サービスインタフェース以外のインタフェースが存在しないこと。	・外部インタフェース一覧(詳細設計工程)											
				14	[共有データベース] 共有データベースへのアクセス元がシステム構成要素間アクセスパス表に則っていること。	・CRUDマトリックス(処理レベル)											
5	12	3.1.3-2	サブシステム間アクセスパス	1	(1) 異なるサブシステムのシステム構成要素間の接続は、「表 3.1-6 サブシステム間アクセスパス」に限ること。												アクセスパスに関する規約については、包括的に適合確認を行う(「規約：3.1.3-1 アクセスパス」を参照)。

別紙1 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.2.1版 適合確認チェックリスト (本冊) 【詳細設計工程】

[illegible]

別紙1 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.2.1版 適合確認チェックリスト（本冊）【詳細設計工程】

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準	想定記載設計成果物	A P-V 記入欄				I P O 記入欄				備考		
								記載箇所 ※設計成果物名と事項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果			確認箇所 ※設計成果物名と事項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果			
										細則(※1)	評価日	評価者			細則(※1)		評価日	評価者
16	24	3.2.1-6	ビジネスフロー管理データ	1	(1) ビジネスフロー管理は、「ビジネスフロー管理データ」を管理すること。 (2) 「ビジネスフロー管理データ」は、「業務キー」、「分岐条件情報」及び「連携先業務キー」とする。	ビジネスフロー管理が管理する情報が設計成果物に明記されており、その内容が仕様則にしていること。	・ビジネスプロセス設定設計書											
17	24	3.2.1-7	ビジネスフロー管理データの設定と有効範囲	1	(1) ビジネスフロー管理データは、ビジネスプロセスインスタンスに対して、次の①及び②とすること。 ① 業務キーは、1つのみ保持すること。 ② 分岐条件情報は、分岐条件を判断するゲートウェイ毎に1つのみ保持すること。	対象：仕様(1)① 業務キーは、1ビジネスプロセスに1つのみ定義されていること。	・業務フロー図（BPMN／実行可能モデル） ・ビジネスプロセス設定設計書											
				2		対象：仕様(1)② 分岐条件情報は、分岐条件を判断するゲートウェイ毎に1つのみ保持していること。	・業務フロー図（BPMN／実行可能モデル） ・ビジネスプロセス設定設計書											
				3	(2) ビジネスフロー管理データのうち連携先業務キーは、連携先が複数となる場合には、リストとすること。	ビジネスフロー管理データのうち連携先業務キーは、連携先が複数となる場合には、リストとなっていること。	・業務フロー図（BPMN／実行可能モデル） ・ビジネスプロセス設定設計書											
				4	(3) ビジネスフロー管理データは、「表 3.2-4 ビジネスフロー管理データの設定タイミング及び有効範囲」に示す「設定タイミング」及び「有効範囲」とすること。	ビジネスフロー管理データは、「表 3.2-4 ビジネスフロー管理データの設定タイミング及び有効範囲」に示す「設定タイミング」及び「有効範囲」となっていること。	・業務フロー図（BPMN／実行可能モデル） ・ビジネスプロセス設定設計書											
				5	(4) ビジネスプロセスは、次の①及び②とすること。 ① 分岐条件を判断するゲートウェイの直前に、分岐条件情報を取得するサービスタスクを設けること。 ② ビジネスプロセスの業務キーと、連携先のビジネスプロセスの業務キーが異なる場合は、連携用フローノードの直前に、連携先業務キーを取得するサービスタスクを設けること。	対象：仕様(4)① 分岐条件を判断するゲートウェイの直前に、分岐条件情報を取得するサービスタスクが設けられていること。	・業務フロー図（BPMN／実行可能モデル）											
				6		対象：仕様(4)② ビジネスプロセスの業務キーと、連携先のビジネスプロセスの業務キーが異なる場合は、連携用フローノードの直前に、連携先業務キーを取得するサービスタスクが設けられていること。	・業務フロー図（BPMN／実行可能モデル）											
18	26	3.2.1-8	ビジネスフロー管理に対するアクセスバスの特例	1	(1) 連携元のシステム構成要素が次の①、②及び③のいずれかであって、連携先のシステム構成要素が、異なるサブシステムのビジネスフロー管理である場合、「規約：3.1.3-2 サブシステム間アクセスバス」の規定にかかわらず、「規約：3.2.1-4 ビジネスフロー管理のサービスインタフェース」におけるサービスインタフェース種別が「フローノードインスタンス状態提供」、「タスク位置検索」、「業務キー検索」のサービスインタフェースに限りアクセスを許容する。 ① 業務アプリケーション（画面） ② 「規約：3.2.2-2 業務アプリケーション（サービス）の類型」の(1)①に該当する業務アプリケーション（サービス） ③ 業務アプリケーション（パッチ） (2) ビジネスフロー管理間は、「規約：3.1.3-2 サブシステム間アクセスバス」の規定にかかわらず、「通知」のサービスインタフェースに限りアクセスを許容する。												アクセスバスに関する規約については、包括的に適合確認を行う（「規約：3.1.3-1 アクセスバス」を参照）。	
19	27	3.2.2-1	業務アプリケーション（サービス）の責務	1	(1) 業務アプリケーション（サービス）は、業務処理の実行のうち、サービスインタフェースを提供する処理の実行に関する責務を担うこと。 (2) ただし、業務処理の実行のうち、ビジネスルール管理が担う責務は除く。												詳細設計工程では適合確認を行わない。	
20	27	3.2.2-2	業務アプリケーション（サービス）の類型	1	(1) 業務アプリケーション（サービス）は、次の①及び②に分類すること。 ① ビジネスフロー管理のサービスタスクに対応する業務処理を実行するもの（「類型1」）。 ② 個別データベースに配置された次の(a)～(c)の操作に関するサービスを提供するもの。 (a) 共通リソースデータ（「類型2A」） (b) 個別連携一時データ（「類型2B」） (c) 個別リソースデータ又は個別業務イベントデータ（「類型2C」）	業務アプリケーション（サービス）が仕様記載されたタイプのいずれかに分類されており、かつ業務アプリケーション（サービス）の機能が分類された類型に即した内容となっていること。	・サービスインタフェース一覧（詳細設計工程）											
21	27	3.2.2-3	ビジネスフロー管理と業務アプリケーション（サービス）との整合	1	(1) 「規約：3.2.2-2 業務アプリケーション（サービス）の類型」の(1)①に該当する業務アプリケーション（サービス）の業務処理は、対応するサービスタスクの業務範囲と整合すること。	サービスタスクの機能と、当該サービスタスクに対応する業務アプリケーション（サービス）の機能が整合していること。	・業務フロー図（BPMN／実行可能モデル） ・機能一覧 ・サービスインタフェース一覧（詳細設計工程）											
				2	(2) (1)は、アプリケーションプログラムの単位をもって確保すること。	サービスタスクに対応する業務アプリケーション（サービス）が提供する1サービスインタフェースが1アプリケーションプログラムに対応していること（※）。	・サービスインタフェース一覧（詳細設計工程）										※サービスインタフェースに対応するプログラムIDが1つ定義されており、かつ当該プログラムIDが他のサービスインタフェースとの間で重複していないことを確認する。	

別紙1 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.2.1版 適合確認チェックリスト (本冊) 【詳細設計工程】

[illegible]

別紙1 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.2.1版 適合確認チェックリスト (本冊) 【詳細設計工程】

[illegible]

別紙1 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.2.1版 適合確認チェックリスト (本冊) 【詳細設計工程】

[illegible]

別紙1 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.2.1版 適合確認チェックリスト (本冊) 【詳細設計工程】

[illegible]

別紙1 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.2.1版 適合確認チェックリスト（本冊）【詳細設計工程】

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準	想定記載設計成果物	A P - V 記入欄					I P O 記入欄					備考		
								記載箇所 ※設計成果物名と章項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果				確認箇所 ※設計成果物名と章項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果				
										細則(※1)	評価日	評価者	規約(※2)			細則(※1)	評価日		評価者	規約(※2)
55	64	3.4.1-1	重複データの禁止	1	(1) 共有データベース及び個別データベースには、解消すべき重複データを配置してはならない。													重複データ解消に向けたプロセスを定めて実施することとする。		
56	64	3.4.2-1	業務アプリケーションの版管理	1	(1) 同一業務について、制度改正等に基づいて異なる業務処理を行う場合は、異なる業務アプリケーションとすること。 (2) (1)の業務アプリケーションは、版（バージョン）により区別すること。	(1)の業務アプリケーションが版（バージョン）により区別されていること。	・画面遷移図一覧（詳細設計工程） ・サービスインタフェース一覧（詳細設計工程） ・機能一覧													
				2	(3) (1)の業務アプリケーションが業務アプリケーション（サービス）の場合、利用するサービスの特定は、ビジネスフロー管理で行うこと。	(1)の業務アプリケーションが業務アプリケーション（サービス）の場合、利用するサービスの特定が、ビジネスフロー管理で行われていること。	・業務フロー図（BPMN／実行可能モデル） ・サービスインタフェース一覧（詳細設計工程）													
57	65	3.4.3-1	使用する文字コード	1	(1) システムが使用する文字は、次の①～③とすること。 ① 文字セットは、Unicodeとし、5.1もしくは5.1と互換性のあるバージョンに準拠すること。 ② エンコードは、UTF-8とすること。 ③ 使用する文字セットの範囲は、システム開発時に規定すること。													詳細設計工程では適合確認を行わない。		
58	66	3.4.4-1	認証・認可の実装要否の検討	1	(1) 業務アプリケーション（画面）は、本人性確認及び利用者権限管理に関する認証・認可を行うこと。													詳細設計工程では適合確認を行わない。		
				2	(2) 次の①～⑤のシステム構成要素が提供するサービスインタフェースは、システム構成要素間の信頼に関する認証・認可を行うこと。 ① ビジネスフロー管理 ② 業務アプリケーション（サービス） ③ ビジネスルール管理 ④ DBアクセス基盤サービス ⑤ 外部システム連携 (3) (2)の認証・認可は、次の①～③とすること。 ① HTTPのベーシック認証とする。 ② 連携元のシステム構成要素を特定する。 ③ サービスインタフェース毎に、サービスの利用可否を制御する。												詳細設計工程では適合確認を行わない。			
				3	(4) 個別データベース及び共有データベースは、システム構成要素間の信頼に関する認証・認可を行うこと。													詳細設計工程では適合確認を行わない。		

*1: 評価の決定方法については「技術的整合性検証プロセスガイドライン」を参照のこと。
*2: 規約の評価結果は細則の評価結果より導出する。
例: 細則の評価結果に1つでも「不適合」があれば規約の評価結果は「不適合」となる。
導出方法については「技術的整合性検証プロセスガイドライン」を参照のこと。

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準	想定記載設計成果物	A P - V 記入欄				J P O 記入欄				備考	
								記載箇所 ※設計成果物名と事項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果		確認箇所 ※設計成果物名と事項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果			
										細則(※1)	評価日			評価者	規約(※2)		細則(※1)
1	2	別2. 1-1	実行可能モデルで使用可能なBPMN要素	1	(1) 実行可能モデルでは、「表3-1 BPMN要素の使用可能要素一覧(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」に示すBPMN要素のみを使用すること。 (2) ただし、BPMN要素を使用する際には、次の①、②に従うこと。 ① 「表3-1 BPMN要素の使用可能要素一覧(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」のうち、「使用上の制約事項」に記載のある場合は、その制約に従うこと。 ② 「イベント」を使用する場合は、イベントタイプ毎で、「表3-3「イベント」使用時の配置可能な場所(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」に示す配置場所にすること。												
2	2	別2. 1-2	記述モデル及び分析モデルで使用可能なBPMN要素	1	(1) 記述モデル及び分析モデルでは、「表3-1 BPMN要素の使用可能要素一覧(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」及び「表3-2 BPMN要素の使用可能要素一覧(記述モデル・分析モデル)」に示すBPMN要素のみを使用すること。 (2) ただし、BPMN要素を使用する際には、次の①に従うこと。 ① 「イベント」を使用する場合は、イベントタイプ毎で、「表3-3「イベント」使用時の配置可能な場所(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」, 「表3-4「イベント」使用時の配置可能な場所(記述モデル・分析モデル)」に示す配置場所にすること。	設計成果物において使用しているBPMN要素が仕様に則っていること。	・業務フロー図 (BPMN／分析モデル)										
3	3	別2. 2-1	実行可能モデルにおける識別子	1	(1) 実行可能モデルにおけるビジネスプロセスには、「表3-1 BPMN要素の使用可能要素一覧(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」のうち「識別子が必要な要素」に、識別子を付与すること。 (2) ただし、識別子を付与する際には、次の①、②に従うこと。 ① 識別子の一意性は、「表3-1 BPMN要素の使用可能要素一覧(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」のうち、「一意性を確保する範囲」の記載に従うこと。 ② 識別子に使用する文字は、マルチバイト文字を含めないこと。												
4	4	別2. 3-1	ラベルに係る命名規則	1	(1) 記述モデル、分析モデル及び実行可能モデルでビジネスプロセスを表記する場合には、ラベルに係る命名規則を定めること。	BPMN要素の命名規則が設計成果物に記載されていること。	・BPMN記載ルール (基本設計工程)										
				2	(2) 命名規則に従い、サブシステム内のビジネスプロセスを表記すること。	設計成果物におけるラベルが、BPMN記載ルールに則っていること。	・業務フロー図 (BPMN／分析モデル)										
5	4	別2. 4-1	サブシステム内の表記方法の統一	1	(1) 記述モデル及び分析モデルでビジネスプロセスを表記する場合は、BPMN表記の方法をサブシステム毎に定めること。	サブシステム毎に統一されたBPMN表記の方法が設計成果物に記載されていること。	・BPMN記載ルール (基本設計工程)										
				2	(2) BPMN表記の方法に従い、サブシステム内のビジネスプロセスを表記すること。	設計成果物におけるBPMN表記の方法が、BPMN記載ルールに則っていること。	・業務フロー図 (BPMN／分析モデル)										

*1: 評価の決定方法については「技術的整合性検証プロセスガイドライン」を参照のこと。
*2: 規約の評価結果は細則の評価結果より導出する。
例: 細則の評価結果に1つでも「不適合」があれば規約の評価結果は「不適合」となる。
導出方法については「技術的整合性検証プロセスガイドライン」を参照のこと。

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準	想定記載設計成果物	A P - V 記入欄				J P O 記入欄				備考		
								記載箇所 ※設計成果物名と章項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果		確認箇所 ※設計成果物名と章項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果				
										細則(※1)	評価日			評価者	規約(※2)		細則(※1)	評価日
1	2	別2.1-1	実行可能モデルで使用可能なBPMN要素	1	(1) 実行可能モデルでは、「表3-1 BPMS要素の使用可能要素一覧(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」に示すBPMN要素のみを使用すること。 (2) ただし、BPMN要素を使用する際には、次の①、②に従うこと。 ① 「表3-1 BPMN要素の使用可能要素一覧(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」のうち、「使用上の制約事項」に記載のある場合は、その制約に従うこと。 ② 「イベント」を使用する場合は、イベントタイプ毎で、「表3-3「イベント」使用時の配置可能な場所(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」に示す配置場所にすること。		・業務フロー図 (BPMN／実行可能モデル)											
2	2	別2.1-2	記述モデル及び分析モデルで使用可能なBPMN要素	1	(1) 記述モデル及び分析モデルでは、「表3-1 BPMN要素の使用可能要素一覧(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」及び「表3-2 BPMN要素の使用可能要素一覧(記述モデル・分析モデル)」に示すBPMN要素のみを使用すること。 (2) ただし、BPMN要素を使用する際には、次の①に従うこと。 ① 「イベント」を使用する場合は、イベントタイプ毎で、「表3-3「イベント」使用時の配置可能な場所(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」,「表3-4「イベント」使用時の配置可能な場所(記述モデル・分析モデル)」に示す配置場所にすること。													
3	3	別2.2-1	実行可能モデルにおける識別子	1	(1) 実行可能モデルにおけるビジネスプロセスには、「表3-1 BPMS要素の使用可能要素一覧(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」のうち「識別子が必要な要素」に、識別子を付与すること。 (2) ただし、識別子を付与する際には、次の①、②に従うこと。 ① 識別子の一意性は、「表3-1 BPMS要素の使用可能要素一覧(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」のうち、「一意性を確保する範囲」の記載に従うこと。 ② 識別子に使用する文字は、マルチバイト文字を含めないこと。	「識別子が必要な要素」に識別子が付与されており、「一意性を確保する範囲」において一意性が確保されていること。	・業務フロー図 (BPMN／実行可能モデル) ・ビジネスプロセス設定設計書											
				2		識別子に使用する文字が、マルチバイト文字を含まないこと。	・業務フロー図 (BPMN／実行可能モデル) ・ビジネスプロセス設定設計書											
4	4	別2.3-1	ラベルに係る命名規則	1	(1) 記述モデル、分析モデル及び実行可能モデルでビジネスプロセスを表記する場合には、ラベルに係る命名規則を定めること。	BPMN要素の命名規則が設計成果物に記載されていること。	・BPMN記載ルール (詳細設計工程)											
				2	(2) 命名規則に従い、サブシステム内のビジネスプロセスを表記すること。	設計成果物におけるラベルが、BPMN記載ルールに則っていること。	・業務フロー図 (BPMN／実行可能モデル)											
5	4	別2.4-1	サブシステム内の表記方法の統一	1	(1) 記述モデル及び分析モデルでビジネスプロセスを表記する場合は、BPMN表記の方法をサブシステム毎に定めること。													
				2	(2) BPMN表記の方法に従い、サブシステム内のビジネスプロセスを表記すること。													

*1: 評価の決定方法については「技術的整合性検証プロセスガイドライン」を参照のこと。
*2: 規約の評価結果は細則の評価結果より導出する。
例: 細則の評価結果に1つでも「不適合」があれば規約の評価結果は「不適合」となる。
導出方法については「技術的整合性検証プロセスガイドライン」を参照のこと。